

道路法第九十九条の解釈について

道路局路政課

クリスマスソングが街のリズムになる季節、深夜二時、昼間の喧噪とは違って変わり、路政課内はパソコンのキーをたたく音、マウスをクリックする音、係長のため息のみが聞こえてくる。

こんな季節、こんな時間でも路政課は夏のようにあつい…。

「そろそろ飯でも行こうか。」

ダイ蔵はおもむろに切り出した。

「先輩、でも今の時間じゃ、ラーメン屋若しくは牛丼屋くらいしか空いてないですよ。」「ん？シンイチ、今、何て言った？」

「いや、ですから今の時間ならラーメンか牛丼くらいしか…。」

「違うよ、その部分じゃない。僕らにとつては、もうすでにラーメンか牛丼かは問題じゃなくなってるんだよ。」

「え？」シンイチはダイ蔵の瞳を確認する。連日の睡眠不足による披露を隠しきれないものの、

その瞳にはまだ強い意志を感じる。まだ先輩は気がおかしくなったわけではない。シンイチは確信した。

「ラーメンか牛丼がお嫌いでしたら、いつそのこと焼き肉という手もありますか？」確かめるようにシンイチは再び問うた。

「だから、そんなことじゃないんだよ。問題は

「若しくは」なんだよ。」

「若しくは」ですか？」

「若しくは」は二段階以上の並立の時にはじめて出てくるだろ。単純に二つのものを並列でつなぐときは何て言うんだ？」

「又は」です。」

「そうか、そこまでは自信があるんだな。じゃあ、牛丼とラーメンと焼き肉をつないでみなよ。」苛立ちを押さえきれないダイ蔵は矢継ぎ早に聞いた。

「牛丼若しくはラーメン又は焼き肉」でしょう

か。二段階の並列では小さい方が「若しくは」大きい方が「又は」ですよ。三段階以上になるときは小さいつながりは全て「若しくは」で最後の大きい並列だけ「又は」を使うんですよ。チープな飯のグループをリッチな飯のグループを並列でつないだという思想です。」自信をもってシンイチは答えた。

「そうだな、「又は」「若しくは」使い方としてはそれでいい、でも僕にとつては、「牛丼若しくは焼き肉又はラーメン」だなあ。肉とその他という分類さ。そこは思想の違うか…。」

「ところで…。」ダイ蔵は続ける。

「今朝、A県警から道路法第九十九条の件で問い合わせがあったよね。ほら、「道路における交通に危険を生じさせる」行為だけで罰則の適用があるかどうかってやつ。あれってどうなった？」思い出したようにダイ蔵が尋ねる。

第九十九条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

「はい、やっぱり単に「道路における交通に危険を生じさせる」ことにより当該罰則の適用があるのではないのでしょうか？ すなわち、最初の

「又は」でつながっている「道路の効用を害した者」と「道路の交通に危険を生じさせた者」という二つの大きいグループがあつて、前者には「みだりに道路を損壊」「道路の附属物の移転、損壊」という原因となる要件がかかっているものの、後者にはかかっているのではないのでしょうか？」

「つまり、「おいしい牛丼若しくはラーメン又は焼き肉」と君が誘つたとすると、焼き肉には「おいしい」はかかっているまいことか。そんなことないだろう。焼き肉にもきつと「おいしい」はかかっているはずだろ。シンイチ。それともこんな夜中にまずい焼き肉食わせるつもりか？」

「そうですね。そういう意味では道路法第九十九条でも、「道路における交通に危険を生じさせた」には前段の要件も該当していると解した方がよろしいのですかね。」

「厳密な文理解釈を貫こうとするならば、シンイチが最初に言ったとおり、道路を損壊し又は道路の附属物の移転若しくは損壊という物理施設としての道路の形状を変更することなくして、単に「道路交通に危険を生じさせた」だけで処罰することができることになるんだけど、その見解については、次の四点からこれを認めていないんだ。」

1 同一条文中の前段が道路の損壊等の具体的行為を前提として道路の効用を害するという構成要件となっていることと比較して、後段は、構成要件の規定の仕方という点で著しく均衡を失ふことになり適当でない。

2 「道路交通の危険の発生」という、一定の価値基準による評価を抜きにしては該当性如何を判断しえない抽象的概念を何の限定も加えずに構成要件とすることは、刑法の基本理念である罪刑法定主義に反する。なぜなら、刑罰法規の規定の仕方が抽象的で不明確であることのような行為が処罰されるかについて予測可能性がなくなり、人々の行動の自由が阻害されることになるからである。

3 刑法第二百二十四条は「陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往來の妨害を生じさせた者」と規定し、具体的な行為を前提としている。道路法第九十九条が、刑法上の往來妨害罪の特則であるという制定時よりの説明から考えると具体的行為を前提とする規定の構造自体は類推して解釈することが妥当である。

4 道路交通法第十五条は、「みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」と規定している。道路標識のうち公安委員会が設置したものはこの規定により、道路管理者が設置したものは道路法第九十九条により、罰せられるのである。道路標識の移転・損壊については、たとえ、設置者の相違により処罰の根拠規定が異なっても、同様に解するべきである。

「したがって、道路法第九十九条においても、道路の附属物の移転・損壊によって、道路における

交通に危険を生じさせた者という構成要件が規定されているものと解すべきであつて、単に「道路の交通に危険を生じさせた」ことのみをもって、罰則規定の適用は受けないものとするものだよ。なお、これは、高速自動車国道法第二十六条においても同様に解釈されているところなんだよ。」

「なるほど、それじゃ、A県警にはそのように返しておきます。」

「明日でいいよ。それより、もうクリスマスだな。」

「はい、素敵な恋を奏で又は永遠の愛を誓う季節ですね。」

「そうか、恋人達にあつては素敵な恋を奏で、夫婦にあつては永遠の愛を誓うか、なかなかポイントだなシンイチ。でもね、それは「並列」じゃないんだよ。素敵な恋の後には、永遠の愛が待っている。だからそこは「及び」でつなげるんだよ…。」

参照条文

○高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）

第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する